

令和5年第3回

月形町教育委員会会議録

令和5年3月24日

月形町教育委員会

令和5年第3回月形町教育委員会会議録

- 1 招集日時 令和5年3月24日（金） 午後4時00分～午後4時30分
- 2 招集場所 月形町総合体育館 大会議室
- 3 出席委員 教育長 古谷 秀樹
委員 岸上 希央
委員 目黒 隆紀
- 4 委員以外の出席者 教育次長 五十嵐 克成
主幹 上葛 隆治
主幹 野本 和宏
学務係長 加藤 亮
社会教育係長 今井 学
- 5 教育行政報告 別紙のとおり
- 6 議 件
議案第10号 令和5年度当初公立学校教職員人事について
議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する月形町立学校職員の勤務時間の割
振り等に関する要領の一部を改正する訓令の制定について
議案第12号 月形町義務教育学校開校準備委員会設置要綱の制定について
報告第3号 月形町修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について
報告第4号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和5年3月分）について
- 7 会議の顛末 別紙のとおり

令和5年第2回月形町教育委員会議案会議録・説明
(令和5年3月24日)

- **古谷教育長** 農作業も忙しくなってきたことと思いますが、事故のないようお願いいたします。

ご覧になったかも知れませんが、月形高校の校舎の壁に月形高校同窓会により北海道大学と小樽商科大学・中央大学合格の懸垂パネルが設置されました。同窓会長の香西社長自ら高所作業車で設置したものです。月形中学生にも月形高校から大学に合格できるんだと思ってもらえればと願っています。

新年度新たな体制でしっかり教育行政を進めてまいります。

それでは、ただ今より令和5年第2回月形町教育委員会議を開催します。

(午後4時00分開会)

- **古谷教育長** 教育行政報告を説明願います。

- **五十嵐教育次長** 1ページをお開きください。教育行政報告をご説明します。

第2回教育委員会を2月22日に開催しました。

3月1日月形高等学校卒業式が開催されました。

7日に本年第1回の町議会定例会が開催され、17日に閉会しています。なお、3月18日の北海道新聞の報道のとおり、給食費の無償化について町長は「町議選後、早い段階で具体的な取り組み内容を示す」と判断時期を前倒しすると17日の予算特別委員会総括質疑で答えています。

10日は月形中学校の卒業式、11日は花の里こども園の卒園式、19日は月形小学校の卒業式が行われています。

新年度4月1日から5月7日までの新型コロナに関するマスク着用の考え方が見直されたことから、20日に第2回臨時校長会を開催し、本町の小中学校での対応を協議しました。具体的には児童生徒にマスクの着用を求めないこととし、入学式についても同様とし、参加者の人数制限もしないこととしました。教育委員の皆さんにも入学式の案内がありますのでよろしくお願います。入学式は4月6日午前中に月形小学校、午後から月形中学校の開催となります。なお、5月8日からは、新型コロナが2類から5類に移行することとなりますが、その対応は追って通知が来ることとなっております。

22日「これからの高校づくりに関する指針説明会」が開催され、町長の代理で教育長が出席しています。

説明は以上です。

- **古谷教育長** ただいま、教育行政報告が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- **古谷教育長** 質疑なしと認めます。以上で、教育行政報告を終了します。

- **古谷教育長** 議案第10号 令和5年度当初公立学校教職員人事についてを議題といたします。なお当議案は、人事公表前ですので、秘密会とさせていただきます。
では五十嵐教育次長説明願います。

- **五十嵐教育次長** 議案第10号 令和5年度当初公立学校教職員人事についてをご説明いたします。
議案書3ページをお開きください。
議案第10号 令和5年度当初公立学校教職員人事について
令和5年4月1日付け教職員人事について、人事異動発令内示書が交付されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第38条の規定により、人事異動対象者について北海道教育委員会に任免の内申をするものです。
4ページをお開きください。月形小学校の人事異動発令内示になります。転出する再任用の三輪欣二教諭は岩見沢市南小学校へ、後任に岩見沢市栗沢小学校から野田ますみ教諭が転入となります。なお、野田教諭は、月新水道企業団の野田局長の奥様です。水内智子養護教諭が妹背牛町妹背牛小学校へ、後任に深川市音江小学校から林谷和織養護教諭が転入となります。
続いて5ページ月形中学校の人事異動発令内示になります。転出するする壽福史人教頭が恵庭市柏陽中学校へ、後任に滝川市江陵中学校から櫻井貴幸教頭が転入となります。再任用の小笠原津佳子教諭は引き続き月形中学校での勤務となります。吉川香織教諭は、岩見沢市緑中学校へ転出となりますが、後任はありませんので中学校では1名の減となります。続いて末松真希教諭は岩見沢市清園中学校へ、後任として岩見沢市明成中学校から佐藤麻子教諭が転入となります。再任用の柴田日出実事務職員は、引き続き月形中学校勤務となります。
本日の提出です。
以上で議案第10号の説明を終わります。

- **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第10号は本案のとおりにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって議案第10号は本案のとおりといたします。つづきまして、議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する月形町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。五十嵐教育次長説明願います。

- **五十嵐教育次長** 議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する月形町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令の制定についてをご説明いたします。

議案書7ページをお開きください。

議案第11号 修学旅行の引率業務等に従事する月形町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令の制定について

月形町教育委員会の事務を教育長に委任する規則(平成13年月形町教育委員会規則第4号)第2条第8号の規定により、修学旅行の引率業務等に従事する月形町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部を改正する訓令を次のとおり制定したいので、教育委員会の議決を求めるものです。

この要領は、市町村立学校に勤務する職員に対して校長が行う勤務時間の割振り等に関して定めたもので、北海道教育委員会が道立学校の職員に対する要領の一部改正に伴い、今回同様に町要領についても一部改正を行うものです。

改正内容につきましては、第2条の定義に第16項として、「進路要録の作成業務・学期末の評価業務」を以下のとおり定義規定をするものです。

第3条第1項対象職員として、「助教諭」を加え、第2項対象業務に第16号として定義と同様に「進路要録の作成業務・学期末の評価業務」を加えるものです。

また、第4条勤務日の設置等に校長が勤務時間の割振りを定めた際の通知書である様式1についても改正となりました。様式1は8ページのとおりです。

なお、附則としまして、この訓令は、令和5年4月1日から適用するものです。

本日の提出です。

以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

- **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

○ 古谷教育長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第11号は本案のとおり可決することにしたいと思えます。
これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○ 古谷教育長 異議なしと認めます。よって議案第11号は本案のとおり可決されました。
つづきまして、議案第12号 月形町義務教育学校開校準備委員会設置要綱の制定について
についてを議題といたします。

上葛主幹説明願います。

○ 上葛主幹 議案第12号 月形町義務教育学校開校準備委員会設置要綱の制定について
をご説明いたします。

議案書11ページをお開きください。

議案第12号 月形町義務教育学校開校準備委員会設置要綱の制定について
月形町義務教育学校開校準備委員会設置要綱を次のとおり制定するものです。

本日の提出です。

12ページをお開きください。

本要綱につきましては、前回の教育委員会における次年度予算の中で、概要についてご
説明させていただきました。

令和9年度の義務教育学校の開校に向けて、準備委員会を設置するものです。

第2条に規定のとおり、所掌事務につきましては「(1)校名、校章、校訓、校歌、校
旗、制服等に関すること。」からはじまり、教育課程、通学路、PTA組織、閉校・開校記
念事業など、開校までに決定しなければならない多数の事項について協議してまいります。

構成委員につきましては、第3条に係る別表1のとおり、地域住民3名、幼・小・中の
保護者代表4名、校長・教頭4名、学校運営協議会会長1名の12名を基本としています。

今回設置する委員会は、町の審議会等のような公的な諮問機関とは異なり、教育委員会
の私的諮問機関として設置するものです。

従いまして、諮問・答申や「会で意見をまとめ方向性を決定する」ということではなく、
主に意見交換の場として様々なご意見をいただき、その意見を踏まえて教育委員会で最終
決定するという形になります。委員の身分につきましても町の公的諮問機関のように非常
勤特別職ではなく私人ということになります。

身分は私人となりますが、報償費につきましては1回3,000円を支給し、保険につきま
しても、公務災害保険相当の別の保険に加入しますので、安心して活動していただけるも
のと考えています。

任期につきましては、第4条に規定のとおり「一連の事務が終了するまで」としており、具体的には令和9年4月開校後、速やかに解散を予定しています。現在の予定では、本年6月頃に準備委員会を立ち上げたいと考えており、任期につきましては約4年弱程度を見込んでいます。

本準備委員会の下に3つの専門部会の設置を予定しています。第9条に規定する別表3のとおり、教育課程編成部会、施設備品部会、PTA部会を設置し、それぞれ専門分野に分かれて協議を進めていきます。同じく別表2の幹事会においてこれら専門部会の全体調整を行いながら、準備委員会の全体会議に諮っていきたいと考えています。

会議の開催回数につきましては、本年度に3から5回程度を予定していますが、協議内容や進捗状況に応じて、柔軟に対応していきたいと考えています。

また、「(仮称)開校準備委員会だより」などを発行し、協議内容等を住民の方にも周知してまいりたいと考えています。

以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

- **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第12号は本案のとおり可決することにしたと思います。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって議案第12号は本案のとおり可決されました。つづきまして、報告第3号 月形町修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定についてを議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

- **五十嵐教育次長** 報告第3号 月形町修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定についてをご説明いたします。

議案書17ページをお開きください。

報告第3号 月形町修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱の制定について

月形町修学旅行等キャンセル料補助金交付要綱を次のとおり制定しましたので、報告をするものです。

本日の提出です。

18ページをお開きください。この要綱の制定につきましては、昨年5月に行われた月形中学校の修学旅行に際し、1名の生徒が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴い、就学旅行に参加することができませんでした。その際のキャンセル料を補助するものです。

第1条目的では、今申し上げましたとおり修学旅行等がコロナの感染防止又は感染拡大防止のために中止、延期又は不参加したことにより生じたキャンセル料を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図ることを目的としています。

第2条定義として、第2号で修学旅行等とは、教育課程に基づき実施する行事のうち、宿泊を伴う学習活動及びそれに代わる校外活動で、交通費、宿泊費等で保護者が負担するものとし、第3号でキャンセル料とは、交通手段、宿泊施設等を解約した場合に発生する違約金及び手数料をいうものです。

第3条1項補助対象者は、第1号として修学旅行等が中止となり、参加申込をしていた者、第2号として新型コロナに感染した者、第3号として新型コロナの濃厚接触者などとしています。また、第2項では、第6条の交付申請から第9条実績報告までを校長に委任することを規定しています。

第5条では、補助金の額はキャンセル料の補助対象経費全額としました。

なお、附則としてこの告示は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものです。

以上で報告第3号の説明を終わります。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- **古谷教育長** ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- **古谷教育長** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報告第3号は本案のとおり承認することにしたいと思えます。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

- **古谷教育長** 異議なしと認めます。よって報告第3号は本案のとおり承認されました。つづきまして、報告第4号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年3月分)を議題といたします。

五十嵐教育次長、説明願います。

- **五十嵐教育次長** 報告第4号 町内小中学校在籍児童生徒数(令和5年3月分)についてをご説明します。

議案書 2 1 ページをお開きください。

報告第 4 号 町内小中学校在籍児童生徒数（令和 5 年 3 月分）について

令和 5 年 3 月分の在籍児童生徒数になります。

本日の提出です。

在籍数の内訳についてご説明します。

議案書 2 2 ページをお開きください。

令和 5 年 3 月は、小学校 3 年生の女子が 1 名転入し、4 名が 5 名、計 9 名が 1 0 名となりました。よって小学校が 1 名増の 7 6 名、中学校は 2 月と変更がなくが 5 3 名、合計 1 2 9 名となりました。

以上、報告第 4 号についてご説明いたしました。ご承認いただきますよう、よろしくお願いたします。

- 古谷教育長 ただいま説明が終わりました。質疑ございませんか。

(質疑なしの声あり)

- 古谷教育長 質疑なしと認めます。

- 古谷教育長 お諮りします。報告第 4 号は報告のとおり承認することにしたいと思えます。これにご意義ございませんか。

(異議なしの声あり)

- 古谷教育長 異議なしと認めます。よって報告第 4 号は報告のとおり承認されました。

- 古谷教育長 以上で、本委員会に付議されました議案はすべて終了いたしました。よって令和 5 年第 3 回月形町教育委員会を閉会します。

(午後 4 時 3 0 分閉会)

この会議録は、事務局教育次長が作成したものであるが、その内容は正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長 _____